

議案第 11 号

令和 3 年度年度計画について

令和 3 年度公立大学法人青森公立大学年度計画を別紙のとおり定める。

令和3年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画（案）の概要

【基本的な考え方】

令和3年度の年度計画は、公立大学法人青森公立大学第3期中期計画の初年度であることから、その計画を着実に実施していくため、大学に求められる使命を意識しながら、大学改革を積極的に行うとともに、青森市をはじめ、地域との連携をより充実させていくこととし、令和3年度当初予算案との整合を図りながら、作成したものであり、これまでの取組に加え、下記の新規・数値目標・重点的項目に取り組んでいくこととする。

【新規・数値目標・重点的項目】

<教育・研究関連>

- ①カリキュラムポリシーに教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示す
【新規】
- ②学生の能動的な修学環境の拡充を図るためアクティブラーニング室を増設
【新規・重点】
- ③ICTを活用したリモート留学及びeラーニングの実施【新規・重点】
- ④講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備【新規・重点】
- ⑤学内LIVE中継システムの活用【新規・重点】
- ⑥ICTを活用して地域の企業・団体と連携した授業の実施【新規・重点】
- ⑦一般選抜試験における定員の3倍程度の志願者の確保【数値目標】
- ⑧志願者確保のため、県内外の高校訪問、出張講義、オープンキャンパスの開催、各種進学説明会への参加、大学見学の受け入れの実施【重点】
- ⑨戦略的広報実施のため、データ分析チームの分析結果をもとにした効果的な広報手段の検討【新規・重点】
- ⑩大学院教育の実施体制及び履修証明プログラム等の検証【新規】
- ⑪学生の不安や問題を的確に把握できるよう「相談室」の開設【新規・重点】
- ⑫卒業後の就業状況を把握するための就業状況調査の実施【新規・重点】
- ⑬県内に事業所を置く県外企業への積極的な訪問及び県内企業バスツアーコースの拡充【重点】
- ⑭全国平均値を上回る就職率の維持【数値目標】
- ⑮過去3年間の平均を上回る県内就職率の維持【数値目標】

<地域貢献関連>

- ①教員の研究成果を地域還元するため、公開講座を5講座開催【数値目標】
- ②青森リモートワーク人材誘致研究会への参画【新規】
- ③青森圏域内の市町村において、地域課題解決に向けた公開講座の開催など、青森圏域連携中枢都市圏の取組への参画【新規・重点】
- ④創業・起業に係る学生向けセミナーの開催【新規】
- ⑤Web会議システムを活用した地域企業の事業への参画【新規】

<その他業務運営関連>

- ①事務職員を対象とした能力評価・業績評価の本格実施【新規】
- ②教員職員を対象とした人事評価の試行の実施・検証【新規】
- ③外部研究費の11件以上の申請【数値目標】
- ④企業や同窓会等に対する寄附の働き掛け【重点】
- ⑤国際芸術センター青森において、展覧会時及び年単位の事業協力金（寄附金）のPR活動等による自己収入の獲得【新規・重点】
- ⑥内部統制規程に基づく自己点検・自己評価及び監事監査・内部監査の実施【新規】
- ⑦インフラ長寿命化計画に基づく効果的・効率的な整備【新規】
- ⑧感染症情報の収集、周知及び必要な対策【新規】
- ⑨新型コロナウイルス感染症への対処のため危機管理対策本部の対応の継続【新規】
- ⑩障害のある学生等に対する合理的配慮の提供【新規】

令和3年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画(案)

凡例 下線：新規・数値目標又は重点的な取組

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

- ・入学生に春学期オリエンテーション及び大学基礎演習において、学部の教育目標・教育方針の周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示し、それに基づく適切な授業運営及びGPAに基づく成績評価を行い、成績優秀者の表彰及び成績不振者の個別指導を実施する。
- ・カリキュラムポリシーに教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示し、公表する。

② 博士課程（前期・後期）

- ・入学生に対し、本学大学院の教育目標・教育方針の周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）において、到達目標を明示し適切な授業運営及び成績評価を行う。
- ・カリキュラムポリシーに教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示し、公表する。（再掲）

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 教育プログラムの検証・再編

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・授業評価に関するアンケート等の結果を基にした教育改善を推進する。

② 教育方法の改善

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・教員の教育方法や実施体制の改善のため、学部及び大学院単位でFD研修を実施する。
- ・1年次科目「大学基礎演習」及び「学習導入演習」の授業内容の検証及び必要な改善を継続する。
- ・単位互換協定を締結する大学と連携し、科目の調整を行うなど、単位互換制度を実施する。
- ・学生の能動的な修学環境の拡充を図るため、アクティブラーニング室を増設する。

③ グローバル化への対応

【学士課程】

- ・スターリング大学、ワイカト大学との留学・語学研修事業について、授業を活用した留学事業のPR、留学を検討する学生が留学経験者と直接意見交換ができる相談会の開催等、留学参加意識の醸成を図りながら実施する。
- ・ICTを活用したりリモート留学（ワイカト大学）及びeラーニングを実施する。
- ・学会やワークショップ、研究会等への参加及び招聘により、海外の研究者との交流を推進する。

④ 人間としての魅力を高めるための教育

【学士課程】

- ・現行カリキュラムの教養科目を継続しながら、授業評価に関するアンケート等により検証する。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

① 教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・教員の指導能力向上のため、FD活動等を実施するとともに、授業評価に関するアンケート結果の活用を検証する。

② 教育環境の整備

【学士課程】

- ・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備を行う。
- ・TA（学生による授業補助者）制度を実施し、授業環境の維持向上を図る。
- ・美術科目（教養科目）において、国際芸術センター青森の施設を活用して授業を実施する。
- ・コロナ禍でも学びの継続を確保するため、学部教育において令和2年度に構築した「学内LIVE中継システム（ICT）」を活用する。
- ・ICTを活用して地域の企業・団体と連携した授業を行う。
- ・ICTを活用したりリモート留学（ワイカト大学）及びeラーニングを実施する。（再掲）

【博士課程（前期・後期）】

- ・サテライトでの授業及び遠隔授業システムの利用についてオリエンテーション等を通して周知を行う。

③ 学修環境の整備

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・ 授業評価に関するアンケート等の結果から学修環境に関する学生のニーズを把握し、必要な改善を行う。
- ・ 良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備を行う。(再掲)
- ・ 研究室でPCが必要な大学院生にPCを貸与する。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

① 学士課程の学生確保

- ・ 一般選抜において、定員の3倍程度の志願者を確保する。
- ・ 志願者の獲得を図るために、県内外の高校訪問や出張講義を効果的に実施する。また、オープンキャンパスの実施をはじめ、各種進学説明会への参加や大学見学受け入れを積極的に実施する。
- ・ 県内からの志願者増加のために、県内高校との懇談会や高大連携事業を実施する。
- ・ 戦略的広報実施のために、本学教員で構成されたデータ分析チームの分析結果をもとに、対象地域や実施時期など効果的な広報手段を検討し、順次実施していく。
- ・ アドミッション・ポリシーに適合する学生を確保するため、国の入試改革に合わせて変更した選抜の変更点について、必要に応じて検証を行う。

② 博士課程（前期・後期）の学生確保の強化

- ・ 入学定員と同数程度の志願者を確保する。
- ・ 学部教育との連携の円滑化を図るために、キャリアセンターにおいて、進学希望者の情報を収集する。また、大学院進学促進ポスターを学内に掲示することや、成績優秀者に対して大学院進学の情報提供を行うなどの学内広報を実施する。
- ・ 社会人入学生を確保するための取り組みとして、行政機関や民間企業を効果的に訪問する。
- ・ 遠方からの入学志願者やコロナ禍における対応として、オンライン等での進学相談を実施する。
- ・ 本学の大学院生にヒアリングしながら、大学院教育の実施体制及び履修証明プログラム等の検証を行う。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生生活支援

【学士課程】

- ・ 授業料減免制度や各種奨学金制度等に関する積極的な情報発信を行い、必要に応じて学内の規程等の見直しを行う。
- ・ 課外活動活性化のため、サークルに対して施設・設備に関するニーズ調査を実施する。

- ・後援会及び同窓会の事務局として、円滑な運営・活動ができるよう支援する。
- ・学生が地域の社会活動に参加しやすいよう、地域の催しの情報提供及びボランティア募集情報提供等の支援を行う。
- ・コロナ禍において学生の不安や問題を的確に把握できるよう、事務職員が対応する「相談室」を開設する。
- ・食堂や売店の満足度向上を図るため、モニタリング等を実施し、改善に向けた取組を行う。

【博士課程（前期・後期）】

- ・大学院特待奨学生の審査基準を適正に運用する。

② キャリア支援

【学士課程】

- ・学生の就職活動への実践的なサポートツールとして「就活ハンドブック」を作製し、3年生と教員へ配布する。
- ・コロナ禍において県外を就職活動の拠点とする学生にも対応できるように、Webツールを活用して相談業務を行う。
- ・卒業後の就業状況を把握するため、各企業等に本学卒業生の就業状況調査を行う。
- ・オンライン求人情報管理システムの運用改善を行い、企業・インターンシップ情報の検索機能に加え、学生への情報発信にも活用し、支援体制の強化につなげる。
- ・県内就職に対する情報提供を充実させるために、県内企業のほか、県内に事業所を置く県外企業へ積極的に企業訪問を行い、採用動向や求める人材像等の求人情報を学生に提供する。また、より多くの学生に参加機会を与えるため、県内企業バスツアーのコース数を拡充して実施する。
- ・低年次から学生の就職活動の基点がキャリアセンターとなるよう、就職ガイダンスやキャリア形成講座を通じて情報提供を行う。
- ・企業が実施するインターンシップに参加する意義を理解し、積極的な参加を促すためインターンシップガイダンスを開催する。また、人事担当者に協力を仰ぎ、インターンシップの有用性や参加するメリットについて学ぶ機会の提供に努める。
- ・学生の職業観の醸成や主体性向上のため、社会で活躍するOB・OGと連携して座談会形式での取組を行う。
- ・全国平均値を上回る就職率を維持する。
- ・過去3年間（平成30年度～令和2年度）の平均を上回る県内就職率を維持する。

【博士課程（前期・後期）】

- ・学部学生向けに実施する就職ガイダンスの情報発信や、就職相談のためにキャリアセンターの利用を促し、キャリア支援を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

- ・ 教員及び研究員に適正な研究費を配分し、基礎研究及び応用研究を推進する。
- ・ 研究におけるローカル及びグローバルな課題への取組を継続する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学の地位を高めたと認められる研究成果を顕彰する。
- ・ 教員の研究成果の地域還元を推進するため、公開講座の実施及び学術リポジトリや論纂の公開など、マスメディア等を活用した積極的な情報発信を行う。
- ・ 教員の研究成果の地域還元を推進するため、地域住民を対象とした公開講座を5講座開催する。
- ・ 学会やワークショップ、研究会等への参加及び招聘により、海外の研究者との交流を推進する。(再掲)

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ・ ゼミ活動やフィールドワーク等を円滑に実施できるよう交通手段を確保する。
- ・ 地域連携センターにおける受託研究等の研究活動を推進するとともに、青森市産官学連絡会議等の共同研究活動や産学官金との連携事業を推進する。
- ・ 教員職員に対し、長期研修(サバティカル)の募集を行うとともに、教員職員が活用しやすいサバティカル制度の運用を検証する。
- ・ 戦略的研究費の適正な配分により、大学の教育研究上有意義と認められる研究に対する支援を行う。
- ・ 教職員に研究費(地域貢献活動推進費)を配分し、地域貢献に係る研究等を促進する。

(4) 市の課題解決に関する目標を達成するための措置

- ・ 市の抱える課題等の解決に向けて、青森市産官学連絡会議(AOMORI SIX)等と連携し、共同研究等を実施する。
- ・ 青森リモートワーク人材誘致研究会に参画し、青森市及び青森圏域での首都圏等からのリモートワーク人材の誘致及び移住・定住に関する研究を推進する。

II 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域連携・広域連携の強化に関する目標を達成するための措置

① 地域連携実施体制の強化

- ・ 県内自治体や青森市産官学連絡会議等との連携及び自治体の課題解決をテーマとしたゼミや研究活動等を推進し、地域貢献活動を充実させる。
- ・ 教職員及び学生が地域課題や地域貢献活動に参加できるよう、地域情報の提供や移動手段の支援を行う。

② 地域の大学との連携

- ・青森地域大学間連携協議会等の連携組織に参画し、大学間連携による地域課題解決等の事業に積極的に取り組む。
- ・公立はこだて未来大学との連携協定に基づき、学生及び教員との交流事業を行い、青函圏域の大学間連携を推進する。

③ 青森県及び県内自治体、企業等との連携

- ・県との連携事業を実施するほか、各種審議会、委員会等の委員への就任、あおりり立志挑戦塾等へ参加するなど、県の行政施策への取組を支援する。
- ・県内市町村の地域課題解決を支援するため、連携協定を締結する市町村の依頼を基に現地調査や政策提案、事業の受託、新たな連携協定に向けた調査及び検討等を行う。
- ・21 あおりり産業総合支援センターと連携し、地域での創業・起業を目指す方の支援を行うスタートアップラボ事業を行う。

④ 「青森圏域連携中枢都市圏」の取組への参画

- ・青森圏域内の市町村において、住民を対象に地域課題解決に向けた公開講座を開催するなど、青森圏域連携中枢都市圏の取組に積極的に参画する。

2 地域還元・情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・教員の研究成果の地域還元を推進するため、公開講座の実施及び学術リポジトリや論纂の公開など、マスメディア等を活用した積極的な情報発信を行う。(再掲)
- ・年報の発行やまちなかラボでの公開講座画像の閲覧等により、研究内容や地域貢献活動状況を広く情報提供する。
- ・教員の研究成果の地域還元を推進するため、地域住民を対象とした公開講座を5講座開催する。(再掲)

3 地域人材の輩出に関する目標を達成するための措置

- (1) 起業・創業や地元企業による新たな領域での事業展開に挑戦する人材育成に関する目標を達成するための措置
 - ・21 あおりり産業総合支援センターと連携し、学生の創業・起業意識及び青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの参加意欲の醸成を図るため、創業・起業に係る学生向けセミナーを開催する。

(2) 商工団体等や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成に関する目標を達成するための措置

- ・ 商工団体等と調整し、Web会議システムを活用して、フィールドワークやゼミ活動等で地域企業の事業に参画する。

4 市への貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 各種審議会、委員会等の委員を派遣するなど、市の行政施策への取組を支援する。
- ・ 市の行政課題の解決を目的とする教員の研究及びゼミ活動を積極的に推進する。
- ・ 青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの学生参加を積極的に推進する。
- ・ 市の抱える課題等の解決に向けて、青森市産官学連絡会議（AOMORI SIX）等と連携し、共同研究等を実施する。（再掲）
- ・ 青森リモートワーク人材誘致研究会に参画し、青森市及び青森圏域での首都圏等からのリモートワーク人材の誘致及び移住・定住に関する研究を推進する。（再掲）

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 法人経営と教学全般を包括する戦略会議を定期的を開催する。
- ・ 大学運営の参考とするため、審議会等の委員等から意見聴取を行う。

2 人材の確保に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学設置基準及び大学院設置基準に定められた教員数を確保するために、積極的な募集活動を実施する。
- ・ SD研修や学外の研修について周知するとともに、積極的な参加を促す。
- ・ 事務局内の組織体制及び業務の質・量の検証を行い、事務職員の人員の適正化に向けた検討を進める。

3 人事評価の給与・昇任等への反映に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務職員を対象とする能力評価及び業績評価を本格的に実施する。
- ・ 教員職員を対象とする人事評価の試行を実施するとともに、教員職員からの意見等を踏まえ、本格導入のための検証を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 時代の変化と社会の要請に対応した教員職員を配置する。
- ・ 予算編成過程を通じて、業務の外部化に向けて、事務内容の検証を行う。
- ・ 予算編成過程を通じて、事務の効率化・合理化に向けて、事務処理等の検証を行う。

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページやSNSを活用し、イメージ動画の配信及び学内イベントや教育研究活動等の情報を積極的に発信する。
- ・大学ポर्टレートやマスメディア等の各種広報媒体を通じて、大学情報の公開を行う。

IV 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・受験生確保のため高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を実施する。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金等の外部研究費の申請を11件以上行う。
- ・外部研究費の獲得増に向け、支援の方策を検討する。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・国、自治体、財団法人、民間企業等からの外部資金を獲得するための情報収集を行う。
- ・企業や同窓会等に対し、寄附の働き掛けを行う。
- ・ホームページや大学内へのパンフレット設置によるPRに加え、公共施設へのパンフレット設置や個別利用者への情報提供等により、国際芸術センター青森や交流施設、大学の施設・設備の貸出しによる収入増に向けた取組を行う。
- ・国際芸術センター青森において、展覧会時及び年単位の事業協力金（寄附金）のPR等を行い、自己収入の獲得を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・予算編成過程を通じて、事務の効率化・合理化に向けて、事務処理等の検証を行う。
(再掲)
- ・予算編成過程を通じて、業務の外部化に向けて、事務内容の検証を行う。(再掲)
- ・効率的に予算を執行するため、支出の徹底した見直しによる事業の「選択と集中」を基本に予算編成を行うとともに、財務状況の分析を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・固定資産及び少額備品の現物確認を実施し、適正な資産管理を行う。
- ・資金運用について、金融市場の動向等を注視しながら実施の可否及び運用方法等について検証を進める。

4 内部統制の強化に関する目標を達成するための措置

- ・ 内部統制規程に基づき、各業務での職員による自己点検・自己評価並びに監事による監事監査及び内部監査を行う。
- ・ 教職員の規範意識を向上させるため、学内研修の実施や学外研修へ参加させるとともに、学内研修におけるコンプライアンス教育の内容を検討する。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 中期計画及び年度計画の進捗管理を定期的に行い、その結果を事務局内で共有する。
- ・ 第2期中期計画期間における業務の実績及び令和2年度の業務の実績について、自己点検・自己評価を実施し、第三者機関による外部評価を受ける。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・ 自己評価結果及び外部評価結果等を大学運営の改善に活用し、継続的な改善を図る。
- ・ 評価結果や改善策等を学内会議等により教職員に情報提供する。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ 個人情報保護に留意しながら、ホームページ等を通じて法人の財務状況や業務実績等を公表する。

VI その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 学内の施設・設備について、定期的な点検や診断により、緊急性及び必要性を勘案しつつ、インフラ長寿命化計画に基づく効果的・効率的な整備を行う。
- ・ 良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備を行う。(再掲)
- ・ 図書館、交流施設、大学の施設・設備等について、一般貸出のPRを行い、利用促進を図る。
- ・ 地域住民及び地域によるイベントや事業の実施に対し、施設を開放する。
- ・ 国際芸術センター青森において、小・中学生等を対象とした創作体験等の教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした展覧会、ワークショップなどを開催し、来場者促進を図る。
- ・ 青森アートミュージアム5館連携協議会へ参画し、共同Webサイト運営、アートツーリズム誘客等のPR事業を実施し、国際芸術センター青森への来場者促進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 消防訓練等を実施するとともに、自衛消防隊の体制を維持する。
- ・ 学生、教職員の健康診断を実施するとともに、要精密検査対象者への受診勧奨を行う。
- ・ ストレスチェックを実施し、教職員の健康保持の増進を図る。
- ・ 衛生委員会を毎月開催し、学内における安全衛生に関する検証や情報共有を図る。
- ・ パスワードやUSBメモリの適正管理等により、情報セキュリティの向上を図る。
- ・ 感染症情報を随時収集し、学生、教職員へ周知するとともに、必要に応じて学内会議等で対策を検討し、必要な対策を講じる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対処が終了するまで、危機管理対策本部による対応を継続する。

3 ユニバーサル社会の実現に向けた意識向上に関する目標を達成するための措置

- ・ ハラスメントに対する相談窓口を明確化するとともに、リーフレットを配付し、学生、教職員のユニバーサル社会の実現に向けた人権意識の向上を図る。
- ・ ハラスメント防止対策委員会を開催し、学内におけるハラスメントについての検証や情報共有を図る。
- ・ 障害のある学生及び教職員等に対して、合理的配慮の提供を行う。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	532
運営費交付金収入	407
特別運営費交付金収入	125
学生納付金収入	822
受託研究等収入	1
寄附金収入	3
補助金等収入	2
施設費収入	43
雑収入等	35
目的積立金取崩収入	19
計	1,457
支出	
業務費	1,053
教育研究費等	362
受託研究費等	1
人件費	690
一般管理費	404
計	1,457

2 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	1,444
経常経費	1,444
業務費	1,032
教育研究費等	341
受託研究費等	1
人件費	690
一般管理費	391
財務費用	0
減価償却費	21
収入の部	1,444
経常収益	1,431
運営費交付金収益	522
学生納付金収益	816
受託研究収益等	1
寄附金収益	3
補助金等収益	2
施設費収益	43
資産見返負債戻入	9
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	8
雑益等	35
目的積立金取崩額	13
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	1, 4 5 7
業務活動による支出	1, 4 3 2
投資活動による支出	1 3
財務活動による支出	1 2
資金収入	1, 4 5 7
業務活動による収入	1, 3 8 9
運営費交付金収入	5 3 2
学生納付金収入	8 1 6
受託研究等収入	1
寄附金収入	3
補助金等収入・雑収入等	3 7
投資活動による収入	5 5
財務活動による収入	0
目的積立金取崩収入	1 3

VIII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

・なし

X 剰余金の使途

・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実並びに地域貢献活動の推進を図るために充てる。

XI その他市の規則で定める業務運営に関する事項（青森市地方独立行政法人法施行細則第6条関係）

1 施設及び設備に関する計画

・施設及び設備の大規模修繕に係る経費については、経年劣化による老朽度合いを勘案して大学が作成する修繕計画に基づき、所要額を措置するものとする。ただし、災害等により緊急に対応する必要が生じた場合においては、青森市と協議のうえ、必要な所要額を措置する。

2 人事に関する計画

- ・大学として、自立的かつ効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、教育研究業務、地域貢献業務及び大学運営業務の活性化を図る。
- ・教員職員については、大学設置基準及び大学院設置基準に定める定足数を確保しつつ、適正な能力を有する教員職員の確保及び人件費の適正な管理を行う。
- ・事務職員については、大学運営に関する専門的知識を有する職員の養成・確保を図るため、計画的な法人職員の採用を行う。

3 積立金の処分に関する計画

- ・剰余金の使途に掲げられた目的を達成するため、以下の経費に充てる。
 - ・学内情報システム関係経費
 - ・修学・就業環境関係経費
 - ・国際交流関係経費
 - ・地域貢献関係経費